

## 東庄町人事行政の運営等の状況の公表

町民の皆さんに町の人事行政の運営等を理解していただくため、「東庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町の職員の任免及び給与などの状況を公表します。

### 1. 職員の任免及び職員の数の状況

#### (1) 令和5年度に採用・退職した職員の状況

	採用者数(人)	退職者数(人)
町長部局等	11	3
教育委員会	1	1
公営企業等	1	3
計	13	7

(注)町長部局等には、町長部局・議会事務局・農業委員会事務局を含みます。再任用職員は除きます。

#### (2) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)		増減数(人)
		令和5年	令和6年	
普通会計	一般行政部門	87	99	12
	教育部門	24	24	-
公営企業等 会計	病院事業	51	53	2
	水道事業	4	4	-
	国保・介護・訪問看護等	16	17	1
合 計		182	197	15

(注)町から給与を支給される常勤の職員で、一般職に属する者。

#### (3) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補	10人	9.4%
2 級	主任主事、主事	18人	17.0%
3 級	副主査、主任主事、担当参与	27人	25.5%
4 級	主査	12人	11.3%
5 級	係長、次長	18人	17.0%
6 級	課長補佐、次長	10人	9.4%
7 級	課長、主幹	11人	10.4%

(注)1 東庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 級別構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が100.0%にならない場合があります。

4 一般行政職の区分は給与実態調査による職種区分です。

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 普通会計決算の人件費の状況 (単位:人、千円)

区分	住民基本台帳 人口(各年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和4年度	13,051	6,379,209	728,400	958,777	15.0%
令和5年度	12,794	6,928,337	493,183	1,001,853	14.5%

(注)人件費とは職員に支給された給与・退職手当・共済組合事業主負担金・公務災害補償基金負担金・特別職に支給された給与などの総額です。実質収支の額は、その団体の純余剰または純損失の額を示すものです。

### (2) 普通会計決算の給与費 (単位:人、千円)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計(B)	
令和4年度	111	372,347	55,522	136,720	564,589	5,086
令和5年度	115	392,072	54,400	150,236	596,708	5,189

(注)職員手当には児童手当及び退職手当は含まれません。

### (3) 職員の平均給与月額状況(各年度4月1日現在)

#### ① 一般行政職 (単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和5年度	41.1	300,300	343,448
令和6年度	41.7	306,000	340,116

#### ② 技能労務職 (単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和5年度	50.8	249,800	282,583
令和6年度	51.9	235,000	265,699

#### ③ 教育職 (単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和5年度	39.1	297,300	301,157
令和6年度	40.4	317,500	334,163

(注)1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

3 内容は、地方財政状況調査、給与実態調査によるものです。

### (4) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在) (単位:円)

区分		職員の初任給	
一般行政職	大学卒		202,400
	高校卒		170,900
技能労務職	高校卒		159,500
	中学卒		151,200
教育職	大学卒		220,200
	短大卒		193,900
医療職	保健師	大学卒	234,800
		短大3年卒	230,800
	看護師	短大3年卒	230,800
		短大2年卒	225,800

## (5)特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		報酬月額等	期末手当
給料	町長	785,000円	4.5月分
	副町長	644,000円	
	教育長	565,000円	
報酬	議長	298,000円	2.6月分
	副議長	243,000円	
	議員	220,000円	

## (6)職員の手当の状況(令和6年4月1日現在)

毎月決まって支給	扶養手当	子	1人につき 10,000円
		子以外	1人につき 6,500円
		16歳から22歳までの子	1人につき 5,000円 加算
	住居手当	借家の場合(家賃16,000円を超える場合のみ) 家賃に応じて28,000円を限度として支給	
通勤手当	公共機関等(電車等) 原則として定期券代を全額(6か月定期の額)支給 自家用車等 2キロ以上において距離に応じて2,500円から31,600円の間		
その他	管理職手当、初任給調整手当		
勤務実績に応じて支給	時間外勤務手当	正規の勤務時間外の勤務に対し、規則で定める割合を乗じた額を支給 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 上記以外の勤務(週休日) 100分の135 (注)1 午後10時から翌日の午前5時まで(深夜)はその割合に100分の25を加算 2 月60時間を超えた時間外勤務についての支給割合は100分の150(深夜は100分の175)	
	特殊勤務手当	特殊な勤務に従事したときに支給 夜間看護手当など医療職を対象とした6手当	
	その他	休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当	
臨時に支給	期末手当 勤勉手当	一般職員	特別管理職員
		期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分	2.05月分 2.45月分
退職手当	職務上の段階、職務の級等による加算措置 有		
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		

(注)町から給与を支給される常勤の職員で、一般職に属する者

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 令和6年4月1日現在の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30 (8:00)	17:15 (16:45)	12:00～13:00	日曜日及び土曜日

(注)1 ( )内は学校給食センターの勤務時間です。

- 2 学校用務員、子ども園教諭及び病院職員は上記以外の勤務割り振りになります。
- 3 水曜日の窓口業務の延長など、一部、時差出勤制度を導入しています。

#### (2) 休暇制度について

##### ① 令和5年度の年次休暇の取得状況

部局	平均取得日数(日)	消化率(%)
町長部局	11.8	32.0
教育委員会	14.6	39.4
議会事務局	10.3	25.8
農業委員会事務局	12.7	31.8

(注)R5.4.1～R6.3.31の全期間を在職した非現業の一般職員のうち、交代制勤務職員、当該期間の中途に採用された者、退職した者、当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員、派遣職員を除きます。

② 休暇は、年次休暇のほかに療養休暇、特別休暇(結婚、忌引き等)及び介護休暇などがあります。

##### ③ 令和5年度の育児休業等の取得状況

	取得者数			年度中に新たに取得可能となった職員 育児休業等対象者数			
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務		うち育児休業	うち部分休業	うち育児短時間
					取得者数	取得者数	勤務取得者数
男性職員	3			3	3		
女性職員	6	4		5	5		
計	9	4		8	8		

### 4. 職員の分限及び懲戒の状況

#### 令和5年度の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分(人)				懲戒処分(人)			
降任	免職	休職	降給	戒告	減給	停職	免職
-	-	2	-	-	-	-	-

(注)「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分、「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

### 5. 職員のサービスの状況

#### (1) 地方公務員の規定による職務上の義務

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ②信用失墜行為の禁止 |
| ③秘密を守る義務             | ④職務に専念する義務 |
| ⑥争議行為等の禁止            | ⑤政治的行為等の制限 |
| ⑦営利企業等の従事制限          |            |

#### (2) 営利企業等の従事許可の状況

令和5年度 申請件数 9件 承認件数 9件

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(令和5年度)

職員の能力向上を図るため、香取広域市町村圏事務組合で行っている共同研修(21名参加)及び千葉県自治研修センターで行う研修(24名)に参加させています。また、千葉県教育委員会主催による研修に教育委員会職員を、千葉県農業会議主催による研修に農業委員会事務局職員を参加させています。  
 職員の能力や業績の評価を適正に行うための人事評価研修については、全職員を対象に実施しており、全ての職員が人事評価を受け、その結果に基づき、昇給や昇任を行っています。  
 このほか、より良い職場環境づくりのため、全職員を対象とした説明説得力向上研修(120名参加)及びレジリエンス研修(130名参加)を実施しました。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(令和5年度)

(1) 職員の健康管理に関するもの  
 事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検診、がん検診を実施しており、令和5年度は、122人が受診し、1,323,892円の公費負担額となっています。また、職員の感染症予防により、公務の継続性を確保することを目的に、83人にインフルエンザ予防接種助成を行い、124,500円を公費負担しました。

(2) 職員の福利厚生に関するもの  
 職員の生活安定と福祉向上を図るため、健康保険や年金業務を行う千葉縣市町村職員共済組合に加入しています。また、千葉縣市町村職員互助会に180名分の厚生費として233,964円を公費負担しました。

8. 職員採用試験の状況

令和5年度東庄町職員採用試験実施結果

職種	募集人員	1次試験日	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	2次試験合格者数	採用者数
一般行政職 上級	5名	R5.7.9	13	12	7	3	2
技術職(土木) 上級	1名	R5.7.9	0	0	0	0	0
一般行政職 初級	若干名	R5.9.17	4	3	1	1	0
一般行政職 初級 (障害者)	若干名	R5.10.22	5	3	1	0	0
一般行政職 (社会人経験者)	3名	R5.5.13~ R5.5.21	93	82	7	4	4
	5名	R6.1.20~ R6.1.28	66	59	12	6	4
保健師職 (社会人経験者)	1名	R5.5.13~ R5.5.21	1	1	1	1	1
一般行政職 (育休任期待)	3名	R5.5.9	6	6	3	1	1
一般行政職 (育休任期待)	3名	R6.1.15	7	7	3	3	3

(注)1次試験日が複数日となっている職種は、テストセンター方式により試験を実施しています。

9. 千葉縣市町村公平委員会の業務の状況

(令和5年度)

(1) 勤務条件に関する措置の要求に係る事項  
 東庄町職員に係る案件はありませんでした。

(2) 不利益処分についての審査請求に係る事項  
 東庄町職員に係る案件はありませんでした。